

留学生支援の状況

年度別私費外国人留学生入学料・授業料減免状況

(単位:人)

平成28年度

	入学料・授業料の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の減免率
							全免者数	半免者数	
学部	入学料	—	3639	2	0	1	0	0	0.0%
	授業料	前期	3639	469	38	397	16	20	94.7%
		後期			453	39	412	9	29
大学院(修士)	入学料	—	215	18	13	4	2	0	15.4%
	授業料	前期	215	63	42	58	26	14	95.2%
		後期			66	49	64	18	29
大学院(博士)	入学料	—	24	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	24	5	5	4	2	1	60.0%
		後期			4	4	3	2	1

平成27年度

	入学料・授業料の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の減免率
							全免者数	半免者数	
学部	入学料	—	3609	4	2	4	2	0	100.0%
	授業料	前期	3609	478	42	396	6	32	90.5%
		後期			469	45	417	4	38
大学院(修士)	入学料	—	220	19	11	4	0	0	0.0%
	授業料	前期	220	73	55	64	3	48	92.7%
		後期			76	57	72	14	42
大学院(博士)	入学料	—	26	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	26	2	1	2	1	0	100.0%
		後期			4	2	4	2	0

平成26年度

	入学料・授業料の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の減免率
							全免者数	半免者数	
学部	入学料	—	3623	2	1	1	0	0	0.0%
	授業料	前期	3623	449	34	361	5	27	94.1%
		後期			457	36	385	18	17
大学院(修士)	入学料	—	220	31	23	2	0	0	0.0%
	授業料	前期	220	67	48	56	7	36	89.6%
		後期			68	52	65	35	16
大学院(博士)	入学料	—	32	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	32	6	4	5	2	2	100.0%
		後期			3	1	3	1	0

年度別私費外国人留学生入学料・授業料減免状況

(単位:人)

平成25年度

	入学料・授業料 の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生 出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の 減免率
							全免者数	半免者数	
学 部	入学料	—	3618	7	0	2	0	0	0.0%
	授業料	前期	3618	414	36	346	16	18	94.4%
		後期			404	37	352	19	16
大学院(修士)	入学料	—	112	21	13	3	0	0	0.0%
	授業料	前期	112	59	44	56	21	21	95.5%
		後期			55	41	53	30	11
大学院(博士)	入学料	—	31	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	31	6	4	6	4	0	100.0%
		後期			6	4	6	3	1

平成24年度

	入学料・授業料 の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生 出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の 減免率
							全免者数	半免者数	
学 部	入学料	—	3676	3	1	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	3676	403	39	347	0	36	92.3%
		後期			410	40	344	6	33
大学院(修士)	入学料	—	223	23	19	3	1	0	5.3%
	授業料	前期	223	72	62	68	13	47	96.8%
		後期			71	61	68	13	46
大学院(博士)	入学料	—	32	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	32	5	3	5	3	0	100.0%
		後期			4	2	4	1	1

平成23年度

	入学料・授業料 の別	前期・後期の別	全学生数	出願者数	うち留学生 出願者数	減免者数	うち留学生		留学生の 減免率
							全免者数	半免者数	
学 部	入学料	—	3,690	1	0	1	0	0	0.0%
	授業料	前期	3,690	428	45	300	5	34	86.7%
		後期			383	45	277	4	36
大学院(修士)	入学料	—	250	55	44	6	2	0	4.5%
	授業料	前期	250	105	83	88	1	74	90.4%
		後期			96	80	86	11	63
大学院(博士)	入学料	—	31	0	0	0	0	0	0.0%
	授業料	前期	31	7	1	4	0	1	100.0%
		後期			5	2	4	1	0

平成28年度 民間等奨学金の受給状況

(単位:人)

奨学金名	月 額	教育学部	経済学部	教育学研究科	経済学研究科 (前期)	経済学研究科 (後期)	計
学習奨励費(JASSO)	48,000(学部) 65,000 (院)	0	4	1	0	0	5
びわこ奨学金	20,000	0	1	1	1	0	3
ロータリー米山記念奨学会奨学金	100,000(学部) 140,000 (院)	0	1	0	2	0	3
服部国際奨学財団奨学金	100,000	0	0	0	1	0	1
安田奨学財団奨学金	100,000		3		0	0	3
藤井国際奨学財団奨学金 (経済のみ)	50,000		1		0	0	1
本庄国際奨学財団	200,000	0	0	0	0	1	1
京信榊田喜三記念育英会	500,000 (年額)	1	0	0	0	0	1
佐川留学生奨学財団奨学金	100,000	0	1	0	0	0	1
似鳥国際奨学財団	110,000	0	0	0	1	0	1
平和中島財団奨学金	100,000	0	0	0	0	1	1
計		1	11	2	5	2	21

貸付制度の実情 (単位:件、円)

年 度	件数	貸付額
平成24年度	14	1,330,000
平成25年度	1	100,000
平成26年度	2	150,000
平成27年度	5	440,000
平成28年度	3	300,000

国際交流会館の実情

年 度	入居者総数 (人)	平均入居率 (%)
平成24年度	174	76.3
平成25年度	150	65.8
平成26年度	157	68.9
平成27年度	169	74.1
平成28年度	198	86.8

住宅総合補償制度の実情 (単位:件)

年 度	加 入 数			
	1年間加入	2年間加入	半年	合 計
平成26年度	17	34	8	59
平成27年度	27	20	2	49
平成28年度	37	14	10	61
平成29年度 (5月現在)	23	10	0	33

* 住宅補償制度合計には新規機関保証、継続を含みます。

(国際交流会館入居手引き抜粋)

国際交流会館の概要

この会館は、本学における教育・研究に係る国際交流の促進に寄与するため、本学の外国人留学生及び外国人研究者に居住の場を提供するとともに、国際交流の事業の用に供することを目的として設置されたものです。

○名称、所在地

名 称 滋賀大学国際交流会館

所在地 〒522-0068 滋賀県彦根市城町2丁目5番40号

○施設及び設備

会館は、鉄筋コンクリート造3階建、建築面積411㎡、延べ面積696㎡の建築物で、居住施設、共用施設及び事務室等を備えています。

(1) 居住施設

階数	区 分	部屋番号	室数
1	単身室(留学生用)	101～105	5
1	夫婦室(留学生用)	106	1
1	家族室(留学生用)	107	1
2	単身室(留学生用)	201～205	5
2	夫婦室(研究者用)	206	1
2	家族室(研究者用)	207	1
3	単身室(留学生用)	301～304	4
3	単身室(研究者用)	305	1

※ 単身室(研究者用)、夫婦室(研究者用)及び家族室(研究者用)については、国際センター運営委員会での審査後、留学生用として使用することもあります。

※ 各居室には冷暖房機、電気温水器、バス・トイレ(ユニット)、ミニキッチン、クローゼット、下足箱、ロールカーテン等が備え付けてあります。

その他の備品については、「貸与物品借用書」を参照してください。

※ 単身室には、洗濯機がありませんので、洗濯室(洗濯機、乾燥機各3台)をご利用ください。

(2) 共用施設

玄関ロビー 1階

多目的ホール 1室 1階

洗濯室 1室 1階

(3) 事務室等

事務室	1 室	1 階
機械室	1 室	1 階
倉庫	1 室	1 階
電気室	1 室	1 階

○入居資格

この会館に入居できる者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 本学に在学する外国人留学生及びその家族
- (2) 本学において教育・研究に従事する外国人研究者及びその家族
- (3) その他館長が適当と認めた者

○入居期間

会館に入居できる期間は、1 か月以上1 年以内とします。

ただし、入居期間が満了する時期において、特別な理由がある場合(疾病等特別の理由があり空室状況を勘案して館長が認めた場合)には、入居期間の延長を許可することがあります。

○寄宿料又は使用料

- (1) 入居者は、国立大学法人滋賀大学における授業料その他費用に関する規程等の定めるところにより、外国人留学生にあつては寄宿料(表 1)、外国人研究者にあつては使用料(表 2)を、それぞれ所定の期日(月の途中で退去する場合は、退去する日)までに財務課に納入してください。既納された寄宿料又は使用料は、いかなる場合でも返還できません。

寄宿料及び使用料は、改定されることがあります。

表 1

居室区分	寄宿料(月額)
単身室	5,900 円
夫婦室	11,900 円
家族室	14,200 円

表 2

居室区分	使用料(月額)	使用料(日額)
単身室	7,500 円	250 円
夫婦室	19,800 円	660 円
家族室	30,300 円	1,010 円

- (2) 寄宿料について、入居又は退去が月の途中であつても、当該月の1 か月分を納入しなければなりません。

夏季休暇中の一時帰国等で支払い日に不在となる月の寄宿料についてはできるだけ前もって納入して下さい。

(3) 使用料について、月の途中において入居又は退去する場合は、表 2 に定める日額にその入居日数(入居期間の初日及び退去の日は、それぞれ 1 日として計算する。) を乗じて得た額とします。

○各居室等における光熱水料等

(1) 電気料金

居室で使用する電気料金は、電力会社との個別契約により各自負担することになります。毎月電力会社から送付される請求書により、各自銀行等で支払ってください。

(2) 水道料金

居室で使用する水道料金は、各室の個別メーターにより実際の使用料金を算出し、請求しますので指定された方法により支払ってください。

(3)その他

電話料等、入居後に各自で個別契約したものについては、各自個人負担になります。

○共益費

入居者は、会館における入居者の共益部分に係る消耗品等(新聞、ゴミ袋等)を共益費として、毎月表 3 に定める額を所定の期日までに学術国際課留学生係に支払ってください。

表 3

居室区分	共益費 (毎月)
単身室	2, 500円
夫婦室	2, 700円
家族室	3, 000円

○その他館長が必要と認めた経費

入居者は、退去時における清掃費及び諸経費の精算等を円滑に行うため、表 4 に定める金額を入居時に学術国際課留学生係に支払ってください。

なお、精算時に残額があれば返還しますが、不足のある場合は追加徴収します。

表 4

居室区分	(入居時)
単身室	10,000円
夫婦室	20,000円
家族室	30,000円

滋賀大学外国人留学生後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、滋賀大学外国人留学生後援会と称し、その事務所を滋賀大学に置く。

(目的)

第2条 本会は、滋賀大学（以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）の宿舎等に係る債務保証に備えるとともに、本学が留学生のために行う事業等の助成を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 留学生の宿舎入居等に係る債務保証のための基金運用
- (2) 本学又は留学生が主催・計画する留学生関係事業に対する助成
- (3) 本学が留学生の生活指導上特に必要とする経費の助成
- (4) その他本会が特に必要と認めたもの

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本学の教職員のうち、本会の趣旨に賛同する者
- (2) 賛助会員 本学の教職員以外で、本会の趣旨に賛同する者又は団体

(理事会)

第5条 本会の事業計画、予算・決算、会則の変更、その他運営に関する重要事項を審議するため、本会に理事会を置く。

2 理事会は、次に掲げる理事をもって構成する。

- (1) 国際担当の理事又は副学長
- (2) 国際センター長
- (3) 国際センター副センター長
- (4) 学術国際課長
- (5) 教育学部事務長
- (6) 経済学部事務長
- (7) 学部から選出された教員 各1名

3 前項第7号の理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第2項第7号の理事に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会の運営にあたるため、本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 監事 1人

2 前項の役員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長 前条第2項第1号の者
- (2) 副理事長 前条第2項第2号の者
- (3) 常務理事 前条第2項第4号の者
- (4) 監事 財務課副課長

(事業費)

第7条 本会の事業に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第8条 本会の会員は、1年に1口以上の会費（1口 1000円）を納入するものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第10条 本会に関する事務は、関係部局、課等の協力を得て、学術国際課において処理する。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この会則は、平成9年11月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年7月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成14年7月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年11月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

滋賀大学外国人留学生後援会による助成要項

第1 この要項は、滋賀大学外国人留学生後援会会則（平成9年11月11日施行）第3条に規定する外国人留学生の助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 助成の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 留学生の宿舍入居等に係る債務保証のための基金運用
 - ア 火災保険料又は留学生住宅総合補償の保険料の一部補助
 - イ 留学生の宿舍入居に係る債務保証に関し、本会が特に必要と認めたもの
- (2) 本学又は留学生が主催・計画する留学生関係事業に対する助成
 - ア 大学が主催する留学生関係の行事に係る経費補助
 - ① 学長等との交歓会等の実施に係る経費補助
 - ② 留学生見学旅行の実施に係る経費補助
 - ③ その他留学生関係の行事に係る経費補助
 - イ 留学生が企画・実施する大学祭等の催物等の経費補助
- (3) 本学が留学生の生活指導上特に必要とする経費の助成
 - ア 留学生が安心して勉学・研究に専念できるための一時的な資金の貸付
- (4) その他本会が特に必要と認めたもの

第3 前項の助成に当たっては、事業別に次のように定める。

事業名	助成・補助限度額	申請様式	備 考
(1)の事業 (宿舍入居等 に係る債務 保証のため)	アの経費補助 火災保険料又は留学生住宅総合補償の保険料（千円未満切捨）の半額を補助する。 イの経費補助 後援会が特に必要と認めたものに対し助成する。	アの経費補助の場合 （様式1）火災保険・留学生住宅補償保険料補助申請書 イの経費補助の場合 （様式2）留学生関係事業に対する助成申請書	留学生住宅総合補償において、機関保証中に住居を転居し、再加入した保険料については補助しない。
(2)の事業 (本学又は留 学生が主 催・計画す る留学生関 係事業)	アの経費補助 当分の間、経費補助総額は、年間 80,000 円以内とする。 イの経費補助 当分の間、経費補助総額は、年間 30,000 円以内とする。	（様式2）留学生関係事業に対する助成申請書	

<p>(3)の事業</p> <p>留学生の生活指導上特に必要とする経費</p>	<p>アの経費補助</p> <p>貸付金は、1万円単位で10万円を最高限度額とする。貸付金は無利息とする。</p>	<p>滋賀大学外国人留学生後援会支援貸付金制度要領（別紙様式1及び別紙様式2）</p>	
<p>(4)の事業</p> <p>その他本会が特に必要と認めたもの</p>	<p>後援会が特に必要と認めたものに対し助成する。</p>	<p>（様式2）留学生関係事業に対する助成申請書</p>	

第3 助成を希望する者は、前項の申請書を学術国際課へ提出するものとする。

第4 学術国際課は、申請書を受理した場合及び貸付金の返済や会費の受入等、収入又は支出に伴う事項がある場合は、「滋賀大学外国人留学生後援会支出（収入）伺」（様式3）により本会理事長の決裁を受けなければならない。

第5 滋賀大学外国人留学生後援会に関する事務は、関係各課の協力を得て、学術国際課において行う。

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年2月17日から実施する。

滋賀大学外国人留学生後援会支援貸付金制度要領

(平成18年3月28日理事会承認)

(趣旨)

第1 この要領は、滋賀大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に在籍する外国人留学生（研究生を含む。以下「留学生」という。）が安心して勉学・研究に専念できるよう一時に多額の費用を必要とする場合の資金の貸付に関し、必要な事項を定める。

(貸付対象費用)

第2 貸付は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 疾病又は負傷等（同居家族を含む。）による医療費等に支払いを必要とするとき。
- (2) 民間宿舍入居に際して必要とする家具等購入費、敷金、礼金等の費用
- (3) 家庭の事情等により本人、同居家族が緊急に一時帰国するための費用
- (4) 授業料納付のために緊急に必要とする費用。ただし、入学料納付のための費用は認めない。
- (5) 災害（火災、盗難等）等の災難に遭遇し、臨時に費用を必要とするとき。
- (6) その他本会が特に必要と認めたもの。

(貸付額)

第3 貸付金は、1万円を単位とし、10万円を最高限度額とする。

2 貸付金には、利息を付けない。

(貸付の申込み)

第4 貸付を希望する者は、別紙様式1の「貸付申込書」に所定の事項を記載して、学術国際課に提出する。

(貸付の決定)

第5 貸付は、「貸付申込書」を審査し、理事長の決裁を得て決定する。

(貸付金の受け渡し)

第6 貸付金は、彦根地区にあつては学術国際課留学生係、石山地区にあつては天津学生センター留学生担当係（以下「留学生担当係」という。）において手交する。

(借用証書の提出)

第7 貸付金の手交を受ける者は、貸付金の受領時に、指導教員又は国際センター専任教員を保証人とする別紙様式2の「借用証書」を提出するものとする。

(返済の義務と大学の指導)

第8 貸付を受けた留学生は、「貸付申込書」に記載した返済方法を遵守し、返済が遅延することがないようにしなければならない。

2 留学生担当係は、返済が遅延した場合には、適宜督促等の指導を行う。また、卒業又は修了を超えての貸付がないようにしなければならない。

3 貸付金は、貸付を受けた留学生の申し出により、臨時又は返済期限を繰り上げて返済することができる。

4 貸付金の返済は、留学生担当係において受領し、すみやかに当該銀行預金口座に入金しなければならない。

(実施細目)

第9 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

(別紙様式1)

滋賀大学外国人留学生後援会

貸付申込書

平成 年 月 日

滋賀大学外国人留学生後援会理事長 殿

〒

申込者住所

氏名

印

(フリガナ)

_____)
(Tel _____)

滋賀大学外国人留学生後援会貸付金の貸付を下記のとおり申し込みます。

記

貸付金申込金額	万円	貸付申込理由	
申込者	大学院・大学 学部・学科 年・研究生		
返済方法	①平成 年 月～ 年 月の か月均等月払い ②平成 年 月 日全額一括払い		

上記の貸付申し込みは、記載事項に相違なく貸付を受けることが必要であると認めます。

(指導教員又は国際センター専任教員)

氏名

印

(別紙様式2)

借 用 証 書

金 _____ 万円

上記の金額を滋賀大学外国人留学生後援会貸付金として、下記により借用しました。

記

1. この貸付金は、次の方法で返済します。

①平成 年 月～ 年 月の か月均等月払い (月額 円)

②平成 年 月 日 全額一括払い

2. 貸付金を必要とする理由が解消又は必要とする金額が減額した場合には、全額又は減額となった金額を直ちに返済します。

3. 退学等の場合には、退学等の予定日までに残額を返済します。

滋賀大学外国人留学生後援会理事長 殿

平成 年 月 日

院・ 学部・ 学科・ 研究生

(借受人) _____ 印

(保証人) _____ 印